

平成29年3月6日

第2回倉吉市議会定例会議案

倉吉市

平成29年3月第2回 倉吉市議会定例会会期

3月 6日 (月曜日)	本 会 議
3月 7日 (火曜日)	本 会 議
3月 8日 (水曜日)	本 会 議
3月 9日 (木曜日)	本 会 議
3月10日 (金曜日)	予 備 日
3月11日 (土曜日)	休 会
3月12日 (日曜日)	休 会
3月13日 (月曜日)	本 会 議
3月14日 (火曜日)	本 会 議
3月15日 (水曜日)	本 会 議
3月16日 (木曜日)	委 員 会
3月17日 (金曜日)	委 員 会
3月18日 (土曜日)	休 会
3月19日 (日曜日)	休 会
3月20日 (月曜日)	休 会
3月21日 (火曜日)	予 備 日
3月22日 (水曜日)	議 事 整 理 日
3月23日 (木曜日)	本 会 議

報 告

平成29年3月第2回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成29年3月6日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		

目 次

議案第 3 号	専決処分について（平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第10号））	別冊
議案第 4 号	平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第11号）	別冊
議案第 5 号	平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第12号）	別冊
議案第 6 号	平成28年度倉吉市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第 7 号	平成28年度倉吉市温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第 8 号	平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第6号）	
議案第 9 号	平成28年度倉吉市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第 10号	平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 11号	平成28年度倉吉市水道事業会計補正予算（第3号）	
議案第 12号	平成29年度倉吉市一般会計予算	別冊
議案第 13号	平成29年度倉吉市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 14号	平成29年度倉吉市介護保険事業特別会計予算	
議案第 15号	平成29年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第 16号	平成29年度倉吉市簡易水道事業特別会計予算	
議案第 17号	平成29年度倉吉市温泉配湯事業特別会計予算	
議案第 18号	平成29年度倉吉市住宅資金貸付事業特別会計予算	
議案第 19号	平成29年度倉吉市土地取得事業特別会計予算	
議案第 20号	平成29年度倉吉市下水道事業特別会計予算	
議案第 21号	平成29年度倉吉市駐車場事業特別会計予算	
議案第 22号	平成29年度倉吉市集落排水事業特別会計予算	
議案第 23号	平成29年度倉吉市高城財産区特別会計予算	
議案第 24号	平成29年度倉吉市小鴨財産区特別会計予算	
議案第 25号	平成29年度倉吉市北谷財産区特別会計予算	
議案第 26号	平成29年度倉吉市上北条財産区特別会計予算	
議案第 27号	平成29年度倉吉市水道事業会計予算	別冊
議案第 28号	倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部改正について……………	1
議案第 29号	倉吉市個人情報保護条例の一部改正について……………	5
議案第 30号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について……………	8
議案第 31号	倉吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	13
議案第 32号	倉吉市簡易水道事業積立基金条例の廃止について……………	17
議案第 33号	倉吉市税条例及び倉吉市税条例の一部を改正する条例の一部改正について…	19
議案第 34号	倉吉市手数料条例の一部改正について……………	46
議案第 35号	倉吉市特別医療費助成条例の一部改正について……………	55
議案第 36号	倉吉市立保育所条例の一部改正について……………	60
議案第 37号	市道の路線の認定について……………	62
議案第 38号	情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定める協議について……………	65

議案第 39 号	倉吉市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について ……	68
陳情第 1 号	沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出について ……	陳 1
陳情第 2 号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について ……	陳 3
陳情第 3 号	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情 ……	陳 5

議案第28号

倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての市費負担に関する条例（平成5年倉吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（市費の支払）</p> <p>第5条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数に乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p>	<p>（市費の支払）</p> <p>第5条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>6,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数に乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p>

(市費負担)

第7条 略

2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、ビラ1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合にあつては、7円51銭)にビラの作成枚数(当該作成枚数が基準枚数(法第142条第1項第6号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。))を超える場合にあつては、当該基準枚数)を乗じて得た金額とする。

(市費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合にあつては、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(市費の支払)

第12条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に70,200円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(市費負担)

第7条 略

2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、ビラ1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超える場合にあつては、7円30銭)にビラの作成枚数(当該作成枚数が基準枚数(法第142条第1項第6号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。))を超える場合にあつては、当該基準枚数)を乗じて得た金額とする。

(市費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超える場合にあつては、7円30銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(市費の支払)

第12条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、510円48銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に66,950円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

倉吉市個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり倉吉市個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（<u>これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。</u>）の規定による記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第31条の2 実施機関は、第29条第1項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは<u>情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第32条 何人も、第24条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、第7条並びに第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定による記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第31条の2 実施機関は、第29条第1項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>又は情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第32条 何人も、第24条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、第7条並びに第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

議案第30号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年倉吉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員が規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する<u>要介護者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する<u>要介護者</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員が規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「<u>要介護者</u>」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「<u>要介護者</u>」という。))のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の2 略

2及び3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員がその子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、倉吉市職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しな

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の2 略

2及び3 略

4 第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則に定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、倉吉市職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しな

<p>い1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)</u>内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>介護時間については、倉吉市職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間の承認</u>)</p> <p>第16条 <u>病気休暇、特別休暇(規則に定めるものを除く。)、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、規則に定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>い1時間につき、同条例第18条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(病気休暇、特別休暇及び<u>介護休暇の承認</u>)</p> <p>第16条 <u>病気休暇、特別休暇(規則に定めるものを除く。)<u>及び介護休暇</u>については、規則に定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>
--	--

(倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年倉吉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、<u>介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)</u>の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、<u>介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。)</u>、<u>修学部分休業(当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)</u>又は高年齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日から定年退職の日までの間において、1週間の勤務時間</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、<u>介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として規則に定めるものをいう。)</u>、<u>修学部分休業(当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)</u>又は高年齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日から定年退職の日までの間において、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を</p>

<p>の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>減額して給与を支給する。</p>
---	---------------------

(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年倉吉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第17条 略 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が<u>要介護者(配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)</u>の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、<u>介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。)</u>、<u>修学部分休業(当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)</u>又は高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日から定年退職の日までの間において、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額) 第17条 略 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として<u>規程に定めるものをいう。</u>)、<u>修学部分休業(当該職員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)</u>又は高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日から定年退職の日までの間において、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

議案第31号

倉吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求があった時点において、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>当該請求に係る子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u>の1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳6か月到達日から6か月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</p> <p>イ 略</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</u></p> <p>第2条の3 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定め</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求があった時点において、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 当該請求に係る子の1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳6か月到達日から6か月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</p> <p>イ 略</p>

る日は、当該養育する子の1歳6か月到達日とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の4 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組により職員と別居することとなった場合

(2)～(5) 略

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員として引き続き雇用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き雇用される日を育児休業の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又は

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の2 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(5) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

イに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年倉吉市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員が4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 略

(部分休業の承認)

第20条 略

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年倉吉市規則第4号）第16条の表第11号に掲げる特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、市長が別に定める。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年倉吉市条例第2号）第4条第1項の規定の適用を受ける職員が4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 略

(部分休業の承認)

第20条 略

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年倉吉市規則第4号）第16条の表第11号に掲げる特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第32号

倉吉市簡易水道事業積立基金条例の廃止について

次のとおり倉吉市簡易水道事業積立基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市簡易水道事業積立基金条例を廃止する条例

倉吉市簡易水道事業積立基金条例（平成17年倉吉市条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年5月20日から施行する。

議案第33号

倉吉市税条例及び倉吉市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市税条例及び倉吉市税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市税条例及び倉吉市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(倉吉市税条例の一部改正)

第1条 倉吉市税条例(昭和29年倉吉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略</p>

(倉吉市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 倉吉市税条例の一部を改正する条例(平成28年倉吉市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中、

「次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。」

を

「次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この

条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。」に改め、

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第43条、第49条、第49条の2若しくは第49条の5(第55条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条の4第1項(第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第55条の7、第70条、<u>第87条の6第1項</u>、第89条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第111条又は第145条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第87条の6第1項の申告書</u>、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第43条、第49条、第49条の2若しくは第49条の5(第55条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条の4第1項(第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第55条の7、第70条、第89条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第111条又は第145条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号</u>に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)</u>、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日</p>

(3) 第87条の6第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(5) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(法人税割の税率)
第36条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

から1月を経過する日までの期間

(3) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(法人税割の税率)
第36条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

を「

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第43条、第49条、第49条の2若しくは第49条の5(第55条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条の4第1項(第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第55条の7、第70条、第89条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第111条又は第145条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>について</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第43条、第49条、第49条の2若しくは第49条の5(第55条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条の4第1項(第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第55条の7、第70条、第89条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第111条又は第145条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号に掲げる期間</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額</p>

は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(5) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

に改め、

(軽自動車税の納税義務者等)
第86条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共

(軽自動車税の納税義務者等)
第86条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する

の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第87条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第87条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

ものについては、それを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第86条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第87条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第87条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第87条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第87条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第87条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第87条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第87条の8 市長は、公益のため直接専用する

三輪以上の軽自動車又は第96条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第88条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第89条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(種別割の課税免除)

第90条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の徴収の方法)

第91条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第93条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動

(軽自動車税の税率)

第88条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第89条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

第90条 削除

(軽自動車税の徴収の方法)

第91条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第93条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽

車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第87条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第94条 軽自動車等の所有者等又は第87条第1項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(種別割の減免)

第95条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等のうち必要と認めるもの(次条第1項に規定する軽自動車等を除く。)に対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けよ

自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第86条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第94条 軽自動車等の所有者等又は第86条第2項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(軽自動車税の減免)

第95条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等(次条第1項に規定する軽自動車等を除く。)に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受

うとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等（次条第1項に規定する軽自動車等を除く。）について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第96条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者で歩行が困難な者（以下「身体障がい者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者等、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) 略

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105

けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等（次条第1項に規定する軽自動車等を除く。）について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第96条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者で歩行が困難な者（以下「身体障がい者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者等、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 略

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105

号) 第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

5 略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第97条 略

2 法第445条若しくは第87条の2、第90条又は第86条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第87条の2、第90条又は第86条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明

号) 第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第95条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

5 略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第97条 略

2 法第443条若しくは第86条の2、第87条又は第86条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第86条の2、第87条又は第86条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び

書を返納しなければならない。
8及び9 略

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、鳥取県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第87条の2の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割非課税の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 市長は、当分の間、鳥取県における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 市長は、当分の間、第87条の8の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第87条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「鳥取県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

証明書を返納しなければならない。
8及び9 略

附 則

第6条 削除

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 略

第15条の5 市は、鳥取県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として鳥取県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

第2号ア	3,800円	1,000円
(ウ) b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

を

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者

附 則

第6条 削除

の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 倉吉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第43条、第49条、第49条の2若しくは第49条の5（第55条の7の2において準用する場合を含む。以下この条</p>	<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第43条、第49条、第49条の2若しくは第49条の5（第55条の7の2において準用する場合を含む。以下この条におい</p>

において同じ。)、第50条の4第1項(第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第55条の7、第70条、第87条の6第1項、第89条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第111条又は第145条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第87条の6第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第87条の6第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) 略

(法人税割の税率)

第36条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第86条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

て同じ。)、第50条の4第1項(第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第51条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第55条の7、第70条、第89条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第111条又は第145条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)

の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第145条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額

当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) 略

(法人税割の税率)

第36条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第86条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第86条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第87条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第87条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第87条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第87条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第87条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの
100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの
100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの
100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第87条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第87条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第87条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第87条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第96条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第88条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課す

(軽自動車税の税率)

第88条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自

る種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額
3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第89条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(種別割の課税免除)

第90条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の徴収の方法)

第91条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第93条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様

自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額

3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第89条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(軽自動車税の課税免除)

第90条 削除

(軽自動車税の徴収の方法)

第91条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第93条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申

式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第87条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第94条 軽自動車等の所有者等又は第87条第1項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(種別割の減免)

第95条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等のうち必要と認めるもの(次条第1項に規定する軽自動車等を除く。)に対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等(次条第1項に規定する軽自動車等を除く。)について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第96条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免す

る。式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第86条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第94条 軽自動車等の所有者等又は第86条第2項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(軽自動車税の減免)

第95条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等(次条第1項に規定する軽自動車等を除く。)に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等(次条第1項に規定する軽自動車等を除く。)について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第96条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

る。

(1) 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者で歩行が困難な者（以下「身体障がい者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者等、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

5 略

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交

(1) 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者で歩行が困難な者（以下「身体障がい者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者等、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第95条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

5 略

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交

付等)
第97条 略
2 法第445条若しくは第87条の2、第90条又は第86条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第87条の2、第90条又は第86条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。
3～6 略
7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
8及び9 略

附 則

第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、鳥取県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第87条の2の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割非課税の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 市長は、当分の間、鳥取県における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 市長は、当分の間、第87条の8の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

付等)
第97条 略
2 法第443条若しくは第86条の2、第87条又は第86条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第86条の2、第87条又は第86条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。
3～6 略
7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
8及び9 略

附 則

第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第87条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「鳥取県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、鳥取県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として鳥取県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車~~が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車~~が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第3条 倉吉市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除項」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条等」）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
附 則	附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中倉吉市税条例第19条の改正(第4号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第46条、第51条及び第53条、附則第20条の2及び第20条の3の改正並びに第3条中倉吉市税条例等の一部を改正する条例(平成27年倉吉市条例第23号)附則第3条第7項の改正(「、新条例」を「、倉吉市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中倉吉市税条例附則第16条の改正及び附則第3条の規定 平成29年4月1日

(3) 略

- (4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中倉吉市税条例等の一部を改正する条例(平成27年倉吉市条例第23号)附則第3条第7項の表第19条第3号の項の改正(「第104条第1項」を「第87条の6第1項の申告書、第104条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 略
2 略

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中倉吉市税条例第19条の改正(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第46条、第51条及び第53条、附則第20条の2及び第20条の3の改正並びに第3条中倉吉市税条例等の一部を改正する条例(平成27年倉吉市条例第23号)附則第3条第7項の改正(「、新条例」を「、倉吉市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中倉吉市税条例第18条の3の改正、同条例第19条の改正(「、第55条の7、第70条」の次に「、第87条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第104条第1項」を「第87条の6第1項の申告書、第104条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第104条第1項」を「第87条の6第1項の申告書、第104条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第36条の4及び第86条の改正、同条例第86条の2を削る改正、同条例第87条の改正、同条の次に7条を加える改正、同条例第88条から第97条までの改正並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正及び同条例附則第16条の改正並びに第2条の規定並びに第3条中倉吉市税条例等の一部を改正する条例(平成27年倉吉市条例第23号)附則第3条第7項の表第19条第3号の項の改正(「第104条第1項」を「第87条の6第1項の申告書、第104条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第3条の規定 平成29年4月1日
- (3) 略

(市民税に関する経過措置)

第2条 略
2 略
3 新条例第36条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度

3 略
4 略

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の倉吉市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第36条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 略
5 略

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

倉吉市手数料条例の一部改正について

次のとおり倉吉市手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例

倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～56 略				1～56 略			
57	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能（1適合）及び（2）の部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	(1) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「消費性能等基準」という。）第1条第1項第1号イに基づきエネルギー消費性能の評価を行った場合 床面積の合計が300㎡未満のもの 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの 床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの 床面積の合計が25,000㎡以上のもの	1件につき 214,000円 1件につき 346,000円 1件につき 493,000円 1件につき 608,000円 1件につき 718,000円 1件につき 820,000円			

	イ 消費性能等基準第1条第1項第1号ロに基づきエネルギー消費性能の評価を行った場合	
	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 82,000円
	床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 137,000円
	床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 222,000円
	床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 290,000円
	床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき 348,000円
	床面積の合計が25,000㎡以上のもの	1件につき 409,000円
(2)工場である非住宅部分	ア 消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づきエネルギー消費性能の評価を行った場合	
	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 21,000円
	床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 40,000円
	床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 96,000円
	床面積の合計が5,000㎡以上のもの	1件につき

				計が 5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未 満のもの	141,000円
				床面積の合 計が 10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未 満のもの	1 件につき 175,000円
				床面積の合 計が 25,000 ㎡以上のも の	1 件につき 216,000円
				イ 消費性能等基準第 1 条第 1 項第 1 号ロ に基づきエネルギー 消費性能の評価を行 った場合	
				床面積の合 計が300㎡ 未満のもの	1 件につき 18,000円
				床面積の合 計が300㎡ 以上2,000 ㎡未満のも の	1 件につき 35,000円
				床面積の合 計が2,000 ㎡以上 5,000㎡未 満のもの	1 件につき 89,000円
				床面積の合 計が5,000 ㎡以上 10,000㎡未 満のもの	1 件につき 134,000円
				床面積の合 計が10,000 ㎡以上 25,000㎡未 満のもの	1 件につき 167,000円
				床面積の合 計が25,000 ㎡以上のも の	1 件につき 207,000円
58	建築物 省エネ 法第12 条第2 項又は	建築 物エ ネル ギー 消費	57の項中「床面積」とあるのを「増 加し、又は減少する床面積」と読 み替えて適用する同項に規定する 手数料の額に、同項中「床面積」 とあるのを「変更後の床面積（増		

	第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	性能変更適合性判定手数料	加し、又は減少する部分を除く。）」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に2分の1を乗じて得た額を加算した額		
59	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による軽微な変更に関する該当していることを証する書面の交付	建築物消費エネルギー性能軽微変更該当証明書交付手数料	57の項中「床面積」とあるのを「増加し、又は減少する床面積」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に、同項中「床面積」とあるのを「変更後の床面積(増加し、又は減少する部分を除く。）」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に2分の1を乗じて得た額を加算した額		
60	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び	(1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した書類であって建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を申請する場合には、建築物省エネ法第30条第1項各号、建築物エネルギー消費性能に係る認定を申請する場合には、建築物省エネ法第2条第3号に掲	57	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法第53
		建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び			建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び
					(1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した書類であって建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を申請する場合には、建築物省エネ法第30条第1項各号、建築物エネルギー消費性能に係る認定を申請する場合には、建築物省エネ法第2条第3号に掲

性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に係る認定及び第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能（以下「建築物エネルギー消費性能」という。）に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	認定に係る申請の部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	ア	a	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、 <u>消費性能等基準第10条第2号イ及びロ</u> に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあつては、消費性能等基準第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合	
				略		
				b	消費性能等基準第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に基づき建築物エネルギー消費性能に係る認定に係る部分のエネルギー消費性能の評価を行った場合	
				略		
			イ	非住宅部分	a	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、消費性能等基準第10条第1号イ(1)及びロ(1)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定においては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合
					略	
					b	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、

号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に係る認定及び第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能（以下「建築物エネルギー消費性能」という。）に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	認定に係る申請の部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	ア	a	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「消費性能等基準」という。）第8条第2号イ及びロ</u> に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあつては、消費性能等基準第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合	
				略		
				b	消費性能等基準第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に基づき建築物エネルギー消費性能に係る認定に係る部分のエネルギー消費性能の評価を行った場合	
				略		
			イ	非住宅部分	a	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、消費性能等基準第8条第1号イ(1)及びロ(1)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定においては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合
					略	
					b	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、

消費性能等基準第10条第1号イ(2)及びロ(2)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合

略

(2) 省エネ基準適合証の添付があるもの

認定に係るア及びイの部分ごとに規定する手数料の額を合算した額

ア 住宅の住戸部分
a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、消費性能等基準第10条第2号イ及びロに基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合

略

b 消費性能等基準第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に基づき建築物エネルギー消費性能に係る認定に係る部分のエネルギー消費性能の評価を行った場合

略

イ 非住宅部分
a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、消費性能等基準第10条第1号イ(1)及びロ(1)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合

消費性能等基準第8条第1号イ(2)及びロ(2)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合

略

(2) 省エネ基準適合証の添付があるもの

認定に係るア及びイの部分ごとに規定する手数料の額を合算した額

ア 住宅の住戸部分
a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、消費性能等基準第8条第2号イ及びロに基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合

略

b 消費性能等基準第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に基づき建築物エネルギー消費性能に係る認定に係る部分のエネルギー消費性能の評価を行った場合

略

イ 非住宅部分
a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、消費性能等基準第8条第1号イ(1)及びロ(1)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合

			略				略
			b 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、消費性能等基準第10条第1号イ(2)及びロ(2)に、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づきエネルギー消費性能の評価を行った場合				b 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、消費性能等基準第8条第1号イ(2)及びロ(2)に、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づきエネルギー消費性能の評価を行った場合
			略				略
61	建築物省エネルギー法の第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能に係る変更認定申請手数料	60の項中「床面積」とあるのを「増し、又は減少する床面積(ただし、住宅の部分については、増加する床面積に限る。)」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に、同項中「床面積」とあるのを「変更する部分の床面積(増し、又は減少する部分を除く。)」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額を加算した額	58	建築物省エネルギー法の第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能に係る変更認定申請手数料	57の項中「床面積」とあるのを「増し、又は減少する床面積(ただし、住宅の部分については、増加する床面積に限る。)」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額を加算した額
62	建築物省エネルギー法第30条第2項(建築物省エネルギー法第31条第2項において準用する場合を含む。)の	建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費	60の項又は61の項に規定する手数料の額に1の項に規定する手数料の額を加算した額	59	建築物省エネルギー法第30条第2項(建築物省エネルギー法第31条第2項において準用する場合を含む。)の	建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費	57の項又は58の項に規定する手数料の額に1の項に規定する手数料の額を加算した額

規定による出づく建築物エネルギー性能向上の認定申請に対する審査	性能に係る(変更)認定及び建築確認申請手数料	規定による出づく建築物エネルギー性能向上の認定申請に対する審査	性能に係る(変更)認定及び建築確認申請手数料
備考 1及び2 略		備考 1及び2 略	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第35号

倉吉市特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり倉吉市特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 倉吉市特別医療費助成条例（昭和48年倉吉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																							
<p>（一部負担金）</p> <p>第3条の2 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下「<u>訪問看護事業所</u>」という。）ごとに、それぞれ1月につき、同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が障害者総合支援法第52条の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）とする。</p> <p>2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は<u>訪問看護事業所</u>ごとに、それぞれ1月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療を受ける者の区分</th> <th colspan="2">一部負担金上限額</th> </tr> <tr> <th>健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合</th> <th>健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付（以下「<u>訪問看護療養給付</u>」という。）の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療を受ける者の区分</td> <td>健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合</td> <td>健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付（以下「<u>訪問看護療養給付</u>」という。）の場合</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		医療を受ける者の区分	一部負担金上限額		健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付（以下「 <u>訪問看護療養給付</u> 」という。）の場合	医療を受ける者の区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付（以下「 <u>訪問看護療養給付</u> 」という。）の場合	略			<p>（一部負担金）</p> <p>第3条の2 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下「<u>訪問看護ステーション</u>」という。）ごとに、それぞれ1月につき、同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が障害者総合支援法第52条の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）とする。</p> <p>2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は<u>訪問看護ステーション</u>ごとに、それぞれ1月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療を受ける者の区分</th> <th colspan="2">一部負担金上限額</th> </tr> <tr> <th>健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合</th> <th>健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療を受ける者の区分</td> <td>健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合</td> <td>健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		医療を受ける者の区分	一部負担金上限額		健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合	医療を受ける者の区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合	略		
医療を受ける者の区分	一部負担金上限額																								
	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付（以下「 <u>訪問看護療養給付</u> 」という。）の場合																							
医療を受ける者の区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付（以下「 <u>訪問看護療養給付</u> 」という。）の場合																							
略																									
医療を受ける者の区分	一部負担金上限額																								
	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合																							
医療を受ける者の区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合																							
略																									
3 前条第2項第3号から第5号までの一部負担金		3 前条第2項第3号から第5号までの一部負担金																							

<p>の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、外来給付にあつては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、訪問看護療養給付にあつては健康保険法第88条第4項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあつては1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第4条 医療費の助成は、医療を受けた保険医療機関若しくは訪問看護事業所又は健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局（以下「医療機関等」という。）に支払うことによつて行ふ。</p>	<p>の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、外来給付にあつては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあつては1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>（助成の方法）</p> <p>第4条 医療費の助成は、医療を受けた保険医療機関若しくは訪問看護ステーション（別表第1号から第3号までに掲げる者が医療を受けた場合に限る。）又は健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局（以下「医療機関等」という。）に支払うことによつて行ふ。</p>
--	---

第2条 倉吉市特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正

後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 別表第7号から第9号までに掲げる者</u>にあつては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1の額</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 別表第7号に該当する者に係る医療費の助成は、第1項の規定にかかわらず、被保険者等に支払うことによつて行ふ。</p> <p>5 別表第8号及び第9号に該当する者に係る医療費の助成は、第1項の規定にかかわらず、被保険者等又はその後見人、配偶者、親権を行う者若しくは扶養義務者に支払うことによつて行ふ。</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)に精神障がい^のの程度が1級である者として記載されている者であつて、前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第1号の表に定める基準額に満たないもの</p> <p>4～6 略</p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 精神障害者保健福祉手帳に精神障がい^のの程度が2級である者として記載されている者のうち、規則で定めるもの</u></p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 別表第7号に掲げる者</u>にあつては、医療費(障害者総合支援法第58条第1項に規定する指定自立支援医療に要する費用に限る。)から一部負担金の額に相当する額を控除した額</p> <p><u>(5) 別表第8号及び第9号に掲げる者</u>にあつては、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1の額</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 別表第7号<u>及び第9号</u>に該当する者に係る医療費の助成は、第1項の規定にかかわらず、被保険者等又はその後見人、配偶者、親権を行う者若しくは扶養義務者に支払うことによつて行ふ。</p> <p>5 別表第8号に該当する者に係る医療費の助成は、第1項の規定にかかわらず、被保険者等に支払うことによつて行ふ。</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障がい^のの程度が1級である者として記載されている者であつて、前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第1号の表に定める基準額に満たないもの</p> <p>4～6 略</p> <p><u>7 障害者総合支援法第54条第1項に規定する自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)の支給認定を受けている者(第3号に掲げる者を除く。)</u>のうち、規則で定めるもの</p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p>

備考 別表第1号から第9号までの規定に重複して該当する者にあつては、これらの規定のうち当該者が選択するいずれかの規定を適用するものとする。	備考 別表第1号から第6号までの規定に重複して該当する者にあつては、これらの規定のうち当該者が選択するいずれかの規定を適用するものとする。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する
 - (1) 第2条の規定 平成29年8月1日
 - (2) 附則第4項の規定 公布の日
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の倉吉市特別医療費助成条例の規定は、平成29年4月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の倉吉市特別医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年8月1日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)
- 4 医療費受給者に係る新条例第6条の規定による特別医療費受給資格証の申請、交付その他の手続は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第36号

倉吉市立保育所条例の一部改正について

次のとおり倉吉市立保育所条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市立保育所条例の一部を改正する条例

倉吉市立保育所条例（昭和49年倉吉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(保育料等) 第4条 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u> <u>第5条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に保育所の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 保育事業の実施に係る業務</u> <u>(2) 施設の維持管理に関する業務</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>(委任) <u>第6条 略</u></p>	<p>(保育料等) 第4条 略</p> <p>(委任) <u>第5条 略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
①	三明寺12号線	倉吉市巖城字三通田910番1地先	
		倉吉市巖城字三通田935番1地先	
②	小鴨福山線	倉吉市中河原字穴田893番1地先	
		倉吉市福山字大鴨337番1地先	

参考資料

番号	①
路線名	三明寺12号線
認定	
延長	115.9m
幅員	4.0~14.0m

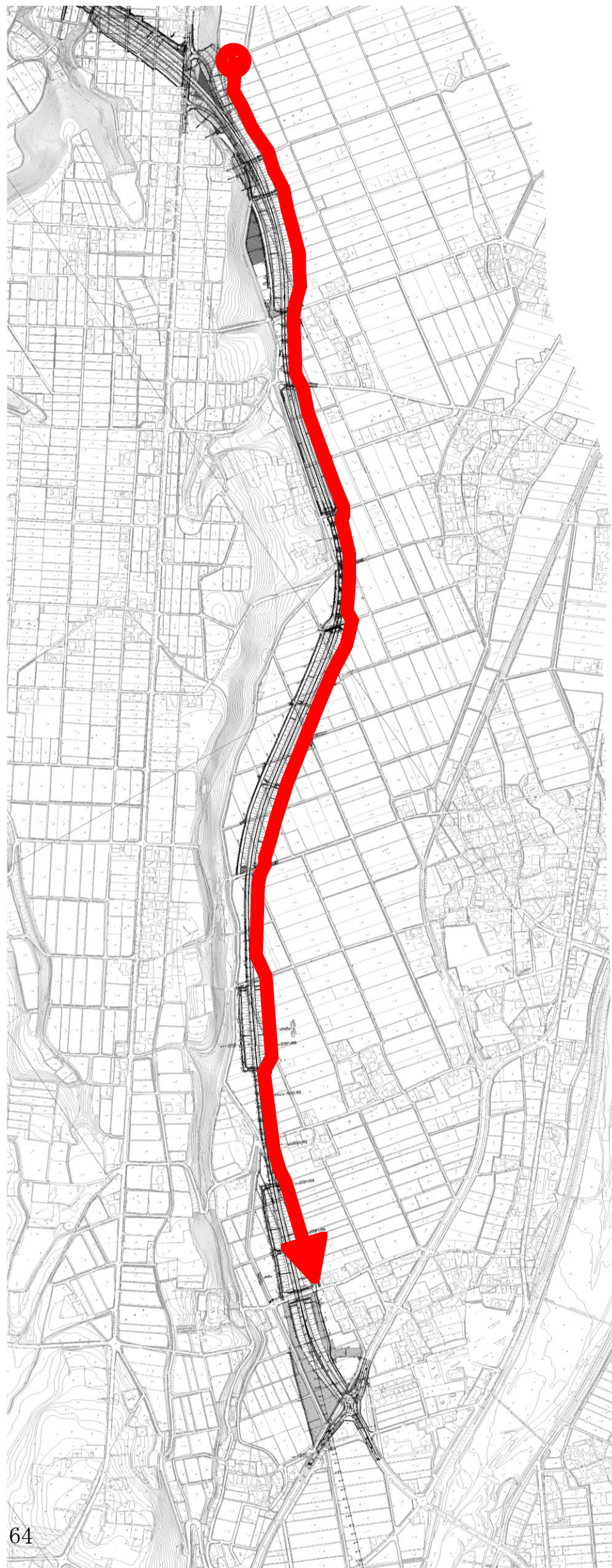


1/2500



参考資料

番号	②
路線名	小鴨福山線
認定	
延長	2,750.0m
幅員	5.0m



議案第38号

情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定める協議について

情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する次の規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する
事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 倉吉市（以下「甲」という。）は、地方公共団体における情報通信技術の共同化（以下「自治体ICT共同化」という。）に関する次に掲げる事務の一部（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 情報システムの標準化及び共同化に関する事務
 - (2) 情報システムの運用上の安全性の確保に関する事務
 - (3) 情報通信技術に関する業務に対応できる職員の育成に関する事務
- (経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、倉吉市長（以下「市長」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び事業計画書を市長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、委託事務の管理及び執行に要する経費、甲以外の者から受託した自治体ICT共同化に関する事務に要する経費及び乙の自治体ICT共同化に関する事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市長に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第6条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更し

ようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市長に通知しなければならない。

(雑則)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第39号

倉吉市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり倉吉市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

- 1 管理を行わせる施設の
名称及び所在地 倉吉市高齢者生活福祉センター
倉吉市関金町関金宿1 1 1 5番地2
- 2 指定管理者 倉吉市福吉町1 4 0 0番地
社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会
会長 小谷喜寛
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から
平成32年3月31日まで

陳情第 1 号

沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出について

1 提出者 鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

2 受理年月日 平成29年 1月19日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成29年 3月 6日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

2017年 | 月 | 7日

倉吉市議会議長
高田 周儀 殿

鳥取市西品治806

Tel 0857-21-3171

鳥取県労働組合総連合
議長 田中 暁



「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」 の採択を求める陳情

【陳情の趣旨】

国の安全保障は、地域、自治体の協力なしには成り立たず、また、地域に住む人々の安全を脅かすものであってはならないことから、国には地方自治を尊重する義務があると考えます。

今日の沖縄をめぐる米軍基地問題において、沖縄県民の意思を無視した安倍政権による辺野古新基地建設・高江ヘリパッド建設の強行は、日本国憲法で保障された「地方自治」の危機と言わざるを得ません。

地方自治体を国の都合で一方向的に従わせるような政策は、地方自治の理念を損なうものです。地方の同意なしには、国の発展も国民の幸福ありません。

国の政策と地方自治体住民の意思との間に溝が生じたときこそ、政府は地方自治の原則に立ち、自治体を代表する首長との真摯な話し合いを通じて、住民意思と国家政策の間の溝を埋めることに努める必要があります。

私たちは、日本の平和と民主主義、地方自治を守り発展させる立場から、「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」を貴議会において採択していただくよう陳情します。

【陳情項目】

一、沖縄の民意を真摯に受け止め、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することを求める「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」を関係行政庁に提出して下さい。

以 上

陳情第 2 号

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について

1 提出者 鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

2 受理年月日 平成29年 2月15日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成29年 3月 6日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、2015年の婚姻率は0.5%、出生率も1.45に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害しているという“貧困の連鎖”も大きな社会問題となっています。

2016年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給932円、本鳥取県では715円、最も低い地方は714円です。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で218円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現行の最低賃金の低さを認めました。しかし年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになります。政治的決断で、直ちに1000円に引き上げるべきです。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に先進国では例のない「支払能力」が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金と比較しています。そうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を進行させているのです。

憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以上

陳情第 3 号

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情

1 提出者 鳥取県労働組合総連合
議長 田中 暁

2 受理年月日 平成29年 2月15日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成29年 3月 6日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

倉吉市議会議長
高田 周儀 様

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件 の確保と地域経済の振興を求める陳情

鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

住所 鳥取市西品治 806
電話 0857-21-3171



■ 陳情の趣旨

自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが、労働者の賃金を低下させています。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手への技能承継がなされず、建設産業や公共関連事業の将来が危惧されています。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの整備・維持・更新にも支障が生じかねません。低額発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招きます。埼玉県ふじみ野市（2006年）や大阪府泉南市（2011年）で起きたプールでの児童の死亡事件は、低額発注と管理・運営の丸投げによって、必要なスキルをもった労働者が現場に配置されなかったことが事態を深刻化させました。また、各地で低額発注に起因する手抜き工事・点検で、建造物が崩落する事故も発生しています。さらに低賃金による労働者不足などで建設産業そのものが疲弊し、地域経済の維持に警鐘が発せられ、老朽化している生活関連インフラの改修すらできない事態が起きています。

その打開のため国土交通省は、2013年から2016年にかけて公共工事設計労務単価を全職種平均で34.7%（東日本大震災被災地では50.3%）引き上げ、「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請しました。これによって、公的機関からの工事発注単価は改善されましたが、元請企業や中間業者に「中抜き」、改善されない重層下請け構造などによって、現場の労働者に届いていないのが現状です。現場労働者の処遇は、政府の意図通りには改善されていないのが現状です。さらに、アウトソーシングや指定管理の現場で働く多くの労働者の賃金は、最低賃金に接近しています。

こうした実態を改善するために、今、「公契約条例」の制定が各地に広がっています。公契約条例の目的は、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとするものです。

倉吉市でも、早急に、公契約条例を制定し、住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による発注を実施し、労働者の労働条件を改善することが緊急に必要です。さらに人手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できないような事態は避けなければなりません。よって、倉吉市が労働者の適正な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定すべく、以下の決議をあげていただくよう、陳情するものです。

■ 陳情事項

一、倉吉市が発注する公共工事や業務委託について、市が適切と考える賃金・報酬が、事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行なってください。

※もしくは、（公契約条例を制定してください）。

以上

